

たばこ対策



改正健康増進法のポイント

- ①多くの施設において、原則、敷地内もしくは屋内禁煙となります。
- ②20歳未満の人は、喫煙エリアへの立入が禁止されます。
- ③屋内で喫煙する場合は、基準を満たした喫煙室の設置が必要になります。
- ④喫煙室には、標識の掲示が義務付けられます。

施設ごとの規制内容

第一種施設【2019年7月1日～】

- 対象施設：学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎等
- 規制内容：敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所の設置可）

第二種施設【2020年4月1日～】

- 対象施設：**第一種施設以外の多くの人が利用する施設（事業所、ホテル、飲食店など）**
- 規制内容：原則屋内禁煙（基準を満たす喫煙室の設置可）

飲食店の経過措置

下記を全て満たす場合は、標識を掲示することにより喫煙可

- 2020年4月1日時点で営業
- 個人または中小企業が経営
- 客席面積が100m²以下

望まない受動喫煙をなくすため、多くの人が使う施設での受動喫煙防止対策を強化する改正健康増進法が2020年4月から全面施行となります。

ついに4月から！改正健康増進法（受動喫煙防止対策）がスタート！

違反した場合

保健所による指導・助言、勧告・公表・命令、立入検査の他、過料の対象となる場合があります。立入検査では、受動喫煙を防止するための取組をどのように実施しているか報告を求めることがや、職員が施設に立ち入り、取組の実施状況や帳簿等を検査することなどを想定しています。

※1 管理権原者とは
施設の所有者等で、その施設の設備改修等を行う権原を持つ人
※2 管理者とは
管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている人

管理権原者の主な責務

管理権原者（※1）・管理者（※2）には受動喫煙を防止するための責務があります。

① 喫煙器具・設備の撤去

喫煙が禁止されている場所に、喫煙をするための器具（灰皿等）や設備を設置してはいけません。

② 喫煙者への喫煙の中止等の依頼

喫煙が禁止されている場所で喫煙をしている人に対して、喫煙をやめるよう、またその場所から退出を求めるよう努めなければなりません。

③ 標識の掲示

施設内に喫煙することができる場所を設ける場合は、施設の主な出入口の見やすい所に、喫煙することができる場所がある旨を表示しなければなりません。

④ 喫煙エリアへの未成年者の立入禁止

20歳未満の方や従業員を喫煙エリアに立ち入らせたり、業務をさせてはいけません。

出張禁煙相談会の様子



【実施日時】ご希望に合わせて実施します
【必要経費】無料
【問合せ先】青森市保健所 健康づくり推進課
TEL:0171-743-16111



働き盛り世代の喫煙率が高いため、直接企業や事業所等に出向く「出張禁煙相談会」を実施しています。（女性の職場グループに対しても、肌年齢等も測定できる女性向け出張禁煙相談会も今年から実施します！）あなたの会社でも、まずは出張禁煙相談会を体験してみませんか？

大好評！職域出張禁煙相談会 実施しませんか？